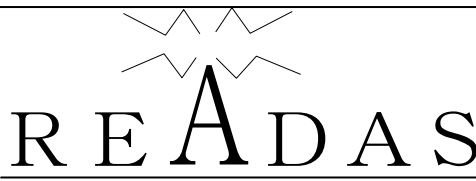


第 5436 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 3月28日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法人に対する利子割の廃止

**Q**：預金利息に対する源泉所得税の取扱いが改正になったそうですが、どのようなになったのですか？

**A**：平成28年1月以降、法人に係る地方税利子割5%が廃止されています。

**【解説】**

これまで、預金利息は、源泉所得税15%、住民税利子割5%、復興特別所得税0.315%が控除されていましたが、平成25年の税制改正で、法人が受取る預金利息等については、住民税利子割5%（地方税の特別徴収）が控除されないこととなりました。

したがって、今後は、15%の源泉所得税と0.315%の復興特別所得税が預金利子等から控除されることとなっています。

このようなことから、受取利息の計上にあたっては、源泉所得税・復興特別所得税を控除する前の金額で計上（84.685%で割戻しをして受取利息の総額を求め、その金額に税率を乗じて税金を計算します）することになります。

**(例)**

普通預金に預金利息850円が入金された場合

普通預金 850円 / 受取利息1,003円(※1)

租税公課 150円(※2)

(所得税)

租税公課 3円(※3)

※1  $850 \div 84.685\% = 1,003.7 \text{円} \Rightarrow 1,003 \text{円}$

※2  $1,003 \times 15\% = 150.45 \Rightarrow 150 \text{円}$

※3  $1,003 \times 0.315\% = 3.15 \Rightarrow 3 \text{円}$

